

第 35 期第 4 回研究会「いま、あらためて放送法を考える」（理論研究部会企画）終わる

日 時 : 2016 年 4 月 1 日 (金) 午後 7 : 30 ~ 10 : 00
場 所 : 上智大学 大阪サテライトキャンパス (大阪市北区豊崎 3-12-8)
報 告 者 : 鈴木秀美 (慶應義塾大学)
討論者・司会 : 音 好宏 (上智大学)
参加者 : 54 名
記録執筆者 : 渡邊久哲 (上智大学)

今回の研究会は、上智大学メディア・ジャーナリズム研究所「関西メディア・ジャーナリズム研究会」との共同開催の研究会として開催された。放送法という時宜を得たテーマ設定であったため、関西テレビ局の報道部門の社員を中心部に多数の参加があった。

本年 2 月 8 日、高市総務相が、今国会において「放送局が政治的な公平性を欠く放送を繰り返した場合、放送法違反を理由に放送局に電波停止を命じる可能性」について言及した。そして菅官房長官、安倍総理もこの発言を踏襲あるいは容認する発言をした。これに対し放送ジャーナリズムに携わるジャーナリスト等が記者会見を開いて声明を発表するなど、放送法をめぐる論議は俄かに活発化する状況の中で本研究会は開催された。

報告者の鈴木秀美氏は、高市発言については、停波の可能性を示唆された放送局が番組編集準則に違反しないようにしようとする萎縮効果が危惧されると述べ、また専門的視点から、放送法遵守を求める視聴者の会の意見広告に対し、高市大臣が「政治的公平の解釈について」という政府統一見解において、「一つ一つの番組を見て判断するのは当然」として「政治的公平」を具体化していることが大きな問題であると指摘があった。

引き続いて、放送法 4 条の「番組編集準則」と電波法の 76 条の関係について、憲法学者や放送法の専門家が「通説」とする考え方の説明があった。これによると、番組編集準則はあくまで「精神的・倫理規定」・「訓示規定」・「倫理規範」などと言われ、要は放送法という法律の中に書かれていても規定そのものに法的拘束力はない、と理解すべであり、この様に理解しない限り、番組編集準則の内容規定は憲法 21 条とは両立できない。そして、運用停止や免許取消に関しても、番組編集準則に違反したことを理由に電波法 76 条による運用停止や免許取消は行いえないとするのが通説で今日も変更はない。そしてまた、総務省の行政指導については、事実上非常に大きな萎縮効果があるとして学説から何度も批判を受けてきているという。

さらに、最近「報道は真実・政治的に公平でなければいけない」という風潮が広く世間にあり、ジャーナリストだけでなく一般の人の表現の自由や民主主義の仕組みに対する基本的コンセンサスがすごくおかしくなっているのではないかという所感も述べられた。

討論者の音好宏氏からは、現政権の攻勢が強まる中、本当に今の日本のメディアは権力監視機能を果たしているのだろうか、という問題意識の提示とともに、現場記者の方でも

ジャーナリズムに対する認識というのが揺らいでいるのではないかという指摘があった。その上でジャーナリズムの本質的な問題に関わる事案には、きちんと連携して発言、活動をすればよいのではないか、あるいはそれが唯一の策なのではないかという意見が述べられた。

参加者の中からは、国民のメディア不信が高まった時、何か不祥事を起こした際に誰か味方になってくれるのかという切実な疑問が呈された。これに対しては、日ごろから視聴者の信頼を獲得することが大事であるが、同時に視聴者からの特定メディアへの批判を取り込んで展開する現政権のやり方に警戒が必要であるという回答があった。

テレビ局の報道現場からの多数の参加者は、放送法の解釈というテーマであっても、自らの日々の業務への取組みや意識に直接影響を与える切実な問題として真剣に耳を傾けていた。